

佐賀市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出されるごみの減量化並びにごみの減量及び分別に対する市民の意識の高揚を図るため、生ごみ処理容器等を購入する者に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(区域)

第2条 この要綱の規定は、佐賀市において適用する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において「生ごみ処理容器等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 生ごみ処理容器

生ごみを減量し、又は堆肥化し得る容器（電動によるものを除く）。

(2) 生ごみ処理容器用母材

生ごみを堆肥化する際に使用する、土壌または発酵促進材。

(3) 付属品

生ごみ処理容器に付属するもので、生ごみ処理容器の機能を高めるもの。

(4) 電動生ごみ処理機

電動による乾燥や発酵等の方法で生ごみを分解し、減量化、消滅化または堆肥化し得る機器（付属品を除く）。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 第2条の区域に住所を有し、かつ、居住する者であること。

(2) 生ごみ処理容器等を設置できる場所を有し、適正に維持管理ができる者であること。

(3) 暴力団等（佐賀市が佐賀警察署と平成21年12月16日に締結した佐賀市が行う行政事務からの暴力団排除合意書第2条第8号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）ではないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、生ごみ処理容器等の購入費の2分の1の額とする。ただし、生ごみ処理容器（付属品を含む）及び生ごみ処理容器用母材については3,000円、電動生ごみ処理機については15,000円を上限とする。

2 前項の補助金の合計額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の制限)

第6条 補助金は、1世帯当たり次の各号に掲げる制限を設けることとする。

- (1) 生ごみ処理容器は、1年度につき2基までとする。
- (2) 生ごみ処理容器用母材は、1年度につき4品までとする。
- (3) 付属品は、生ごみ処理容器又は生ごみ処理容器用母材と同時購入する場合に限る。
- (4) 電動生ごみ処理機は、本体1機までとし、前回の補助金交付確定を受けた日から算出して5年を経過した場合に限る。
- (5) 中古品、転売品、購入にかかる送料及び設置費用等は補助対象外とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、その内容及び条件を付し、補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金等は、前条第1項の規定により確定した額を交付するものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し又は返還)

第10条 市長は、申請者が暴力団等に該当するとき、又は佐賀市補助金等交付規則(平成17年佐賀市規則第64号)第15条第1項に規定する取消しを受けたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の佐賀市家庭用生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、佐賀市佐賀地区家庭用生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱及び佐賀市諸富地区家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、佐賀市家庭用生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、佐賀市家庭用生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、佐賀市家庭用生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

佐賀市長 様

申請者 氏
住 所 佐賀市
電 話
氏 名（署名）

佐賀市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

補助年度	年度	補助事業等の名称	佐賀市家庭用生ごみ処理容器等 購入費補助金交付事業
補助事業の目的 及び内容	家庭から出るごみの減量及び分別への意識の高揚を図るため。		
購入機器または容器			
購入金額	円		
交付申請金額	円		
添付書類	領収書		

備考

- 1 補助金の額は生ごみ処理容器等の購入費の2分の1の額とし、生ごみ処理容器（付属品を含む）及び生ごみ処理容器用母材については、3,000円、電動生ごみ処理機については15,000円を上限とする。
- 2 補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 原則署名とし、署名によらない場合は記名押印とする。

様式第2号（第8条関係）

補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定及び確定したので、佐賀市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助事業等の名称	佐賀市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助事業
補助事業の目的及び内容		家庭から出るごみの減量及び分別への意識の高揚を図るため。	
交付決定・確定金額			円
交付条件		佐賀市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱に基づき、申請書提出内容に沿って適正に実施するものとする。 市が生ごみ処理に係る報告書の提出を求め、又はアンケート調査等を実施するときは、これに協力するものとする。	

様式第3号（第9条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

佐賀市長 様

申請者 〒
住所 佐賀市
電話
氏名 (署名)

佐賀市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり請求します。

補助年度	年度	補助事業等の名称	佐賀市家庭用生ごみ処理容器等 購入費補助金交付事業
交付決定・確定金額			円
交付請求金額			円
振 込 先	金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 支所
	口座の種類	普通・当座	
	店番一口座番号	—	
	フリガナ		
	名義人		

備考

原則署名とし、署名によらない場合は記名押印とする。